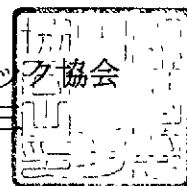


全ト協発第88号(環)  
平成26年5月12日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野 良三



## 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について (通知)

平素は当協会の事業運営等につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記キャンペーンについて、国土交通省自動車局長より別紙の通り通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者にも周知徹底をお願いするとともに、本キャンペーンの推進にご協力下さるようお願い申し上げます。

記

### 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について

本キャンペーンは、国土交通省が実施主体となり、全日本トラック協会等ディーゼル車の使用に関わる6業界団体が協調して実施します。各地方トラック協会におかれては、別添1、2の実施要領及び実施細目に基づいて実施して下さい。

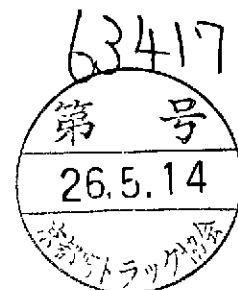
また、本キャンペーンは、「不正改造車排除強化月間(6月)」と「自動車点検整備推進運動強化月間(10月実施予定)」と連携し、6月と10月を重点期間として実施致します。なお、10月分の自主点検結果の報告につきましては、別添3の報告様式により、11月7日(金)までに全ト協交通・環境部宛ご報告いただきますようお願い致します。

- 別添1 ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について
- 別添2 同キャンペーン実施方法等について
- 別添3 同キャンペーン実施結果報告用紙(秋季の重点実施期間分)
- 参 考 チラシ「DPF(黒煙除去フィルタ)など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」

以上

(本件問い合わせ先)

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 齋藤、橋本  
TEL: 03-5323-7243





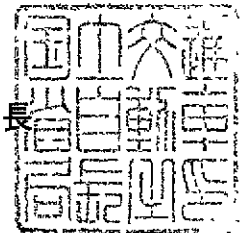
# 別 添 1

国自環第21号の3

平成26年4月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



## ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定されたところであります。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきておりますが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められております。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されております。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められております。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）など後処理装置を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行の割合が多くなった場合や自動車の取扱説明書の通り手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドル時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要になります。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドルストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

このような状況を鑑み、国土交通省としては、平成26年度においても、自動車関係諸団体等と協力して、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減の諸活動に取り組むこととしたので、この旨了知されるとともに、貴会におかれましても、別添

の実施要領に基づき積極的に、ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の一層の低減に努められるよう傘下会員に対し、適切な指導方お願いします。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領

平成26年4月  
国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）など後処理装置を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行の割合が多くなった場合や自動車の取扱説明書通りに手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドル時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要である。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドルストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第2 重点実施期間

1. 「不正改造車排除強化月間」（平成26年6月1日（日）から6月30日（月）までの1

か月間)

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」（平成26年10月1日（水）から10月31日（金）までの1か月間）

### 第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本キャンペーンへの支援を求め、次の関係団体の協力を得て本キャンペーンを推進する。

〔協賛団体〕

一般社団法人 日本自動車工業会	公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会	一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

### 第4 実施事項

本キャンペーン重点実施期間の実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させること等を重点とし、以下の事項とする。
  - (1) ポスター掲出、チラシの配布  
各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。
  - (2) 街頭検査の実施
    - ① 警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄分濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。  
特に、黒煙測定をした結果、基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。
    - ② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。
  - (3) 通報制度を活用した自動車の利用者等の指導  
運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。
  - (4) 整備事業者による入庫車の点検  
入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。
  - (5) 運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

(6) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

(7) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPFなど後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は、自動車の点検整備の推進の観点から、自動車利用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導を行うことを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びチラシの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 街頭検査の実施

① 警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。

② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(3) 運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。

(4) 通報制度を活用した自動車の利用者等の指導

① 運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。

(5) 整備事業者による入庫車の点検

使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

(6) 運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

(7) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

(8) DPF等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「DPF

など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

## 第5 実施体制

国土交通省は、本実施要領に基づき、地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して本キャンペーンへの支援等を指示するとともに、円滑な街頭検査の実施にあたり、自動車検査独立行政法人に支援を求めるとともに、自動車関係団体に対して、本キャンペーンの趣旨の徹底、実施方法等の指導を行う。



# 別添 2

国自環第 2 2 号の 3  
平成 2 6 年 5 月 1 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局  
環境政策課長



## ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施方法等について

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施については、「ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について」（平成 2 6 年 4 月 3 0 日付国自環第 2 1 号の 3）によりご協力を依頼したところでありますが、本キャンペーンの実施に当たり、別紙のとおり「ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施細目」を定めましたので、本キャンペーンの実施に当たっては、貴会傘下会員に対して周知をお願いいたします。

また、本キャンペーンのチラシに貴会の協賛名義を使用することについて、ご了解願います。



## ディーゼルクリーン・キャンペーン実施細目

平成26年4月  
国土交通省自動車局

実施機関	実施事項	実施内容
国土交通省	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 街頭検査の実施</p> <p>3. 運送事業者による自主点検等</p>	<p>① 運輸支局等を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② チラシを運輸支局等に備え置き、窓口等を利用する自動車使用者等に配布する。</p> <p>③ 街頭検査の実施に際し、運転者等に対してチラシ等を配布する。</p> <p>① ディーゼル自動車の黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を実施し、自動車使用者に対して黒煙低減及び不正軽油の排除に係る意識の高揚を図る。 また、6月に行われる「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）の主旨と整合性をとりながら連携をとって実施する。 なお、街頭検査時において、「不正改造車排除強化月間」中は「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点に行い、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は「自動車の点検整備の推進」の観点から、点検・整備の重要性について説明するなどし、指導を重点的に行う。</p> <p>② 地方運輸局は、地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。</p> <p>③ 平成25年度に実施した街頭検査時に不正軽油を使用する車両が複数確認された地方運輸局においては、都道府県税務担当部局と連携強化を図り、燃料に特化した街頭検査実施期間を設けるなど燃料を最重点項目とした街頭検査を実施するとともに、当該街頭検査の実施にあたっては積極的に報道発表を行う。</p> <p>④ 地方運輸局（沖縄総合事務局含む。以下同じ。）においては、街頭検査の結果について別表1の「ディーゼルクリーン・キャンペーン時における測定結果表（街頭検査時）」にとりまとめ、重点実施期間終了後、翌月の第4金曜日までに報告する。 更に、燃料の街頭検査結果については、事務連絡で示した「燃料検査実績報告様式」とりまとめ、報告期限に従って報告する。</p> <p>「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は、運送事業者等に対し、保有車両の黒煙低減対策を重点とした点検・整備等の自主的な実施について指導する。</p>

	<p>4. 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導</p> <p>5. DPF等の正しい使用方法のチラシの配布</p>	<p>運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」を備え置き、住民から著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報をFAX等で収集する。（別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」は、国土交通省ホームページにて掲示済。）</p> <p>また、運輸支局整備担当部門において、通報内容を確認し車両等が特定された場合には通報された使用者宛に、別紙2「自主点検のお願い」を内容（エコドライブの啓発を含む）とするハガキで通知することにより、当該自動車の使用者に対し自主点検等の指導を行う。</p> <p>なお、自動車検査独立行政法人から情報提供され、車両等が特定された場合においても、同様の扱いとする。</p> <p>迷惑黒煙の通報制度については、年間を通し実施することとし、「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）を重点実施期間とする。</p> <p>地方運輸局においては、ハガキによる通報結果等については、重点実施期間終了後、翌月第4金曜日までに、また、年度の報告については、次年度初めの月の第4金曜日までに、別表2「平成26年度迷惑黒煙の通報制度結果報告書」にとりまとめ、報告する。</p> <p>① DPF等の正しい使用方法のチラシを運輸支局等に備え置き、窓口等を利用する自動車使用者等に配布する。</p> <p>② 街頭検査の実施に際し、運転者等に対してDPF等の正しい使用方法のチラシを配布する。</p>
自動車検査独立行政法人	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 街頭検査の実施</p> <p>3. 通報窓口の設置</p>	<p>① 検査場等を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 検査場等にチラシ等を備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>③ 本キャンペーンの実施について関係者への周知を図る。</p> <p>ディーゼル自動車の黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を実施し、自動車使用者に対して黒煙低減及び不正軽油の排除に係る意識の高揚を図る。</p> <p>また、6月に行われる「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）の主旨と整合性をとりながら連携をとって実施する。</p> <p>本キャンペーンの主旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携をとり、街頭検査等の実施に努める。</p> <p>法人ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力することとする。</p>
一般般社	1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等	<p>① 自動車販売会社を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 自動車販売会社にチラシを備え置き、自動車使用者等に配布</p>

<p>団法人 日本自動車工業会</p> <p>団法人 日本自動車販売協会連合会</p>	<p>2. 会報等による広報</p>	<p>する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
<p>一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会</p>	<p>1. ポスター・チラシの掲出等</p> <p>2. 整備事業者による入庫車の点検</p> <p>3. 会報等による広報</p>	<p>① 各自動車整備振興会を訪れる自動車使用者等の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 自動車分解整備事業場にチラシを備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>① 整備工場に入庫したディーゼル車について、使用者に点検指導を行うとともに、「不正改造車排除強化月間」中は「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を重点に行い、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中は「自動車の点検整備の推進」の観点から、使用者の理解を得ながらテスター等で黒煙測定及びエア・クリーナ・エレメント等の清掃等を重点に実施する。</p> <p>② ①の内容について、別表3-1、別表3-2及び別表3-3「一般社団法人日本自動車整備振興会連合会結果表」についてとりまとめ、翌月の第4金曜日までに国土交通省あて報告する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
<p>公益社団法人 日本トラック協会</p> <p>公益社団法人 日本バス協会</p>	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 運送事業者による自主点検等</p>	<p>① 事業所の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② チラシを協賛団体に備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>① 保有車両について、黒煙低減対策を重点とした点検・整備を自主的に実施する。</p> <p>特に、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中におけるバス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重</p>

協会	<p>3. 通報制度を活用した運送事業者等の指導</p> <p>4. 運転者に対する指導</p> <p>5. 会報等による広報</p>	<p>点的に実施する。</p> <p>② ①の自主点検のうち、別表4「公益社団法人全日本トラック協会結果表」又は別表5「公益社団法人日本バス協会結果表」についてとりまとめ、翌月の第4金曜日までに国土交通省あて報告する。</p> <p>部道府県トラック協会及び部道府県バス協会に通報があったものについては、事業者団体が適切な指導を行う。</p> <p>運転者に対し、急発進、急加速等を避けた無理の無い運転方法について指導する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>
全国デイナーゼル ポンプゼル 振興会連合会	<p>1. ポスター（チラシ兼用）の掲出等</p> <p>2. 会報等による広報</p>	<p>① 事業所の目につきやすい場所にポスターを掲出する。</p> <p>② 事業所にチラシを備え置き、自動車使用者等に配布する。</p> <p>本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。</p>

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 行き  
FAX:03-5323-7230 (またはメール橋本 kayo@jta.or.jp)

## トラック協会 結果表

平成26年10月(「ディーゼルクリーン・キャンペーン」実施期間中)

### ○運送事業者による自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台

■ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

# DPF(黒煙除去フィルタ)など 後処理装置付き車の正しい使用のお願い

— クリーンな大気環境のためにお願いします —

## はじめに

最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF\*1や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しいご理解をお願いします。

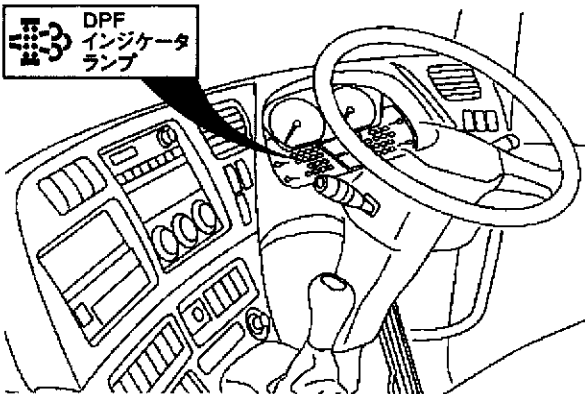
\*1 DPFの各社の呼称 いすゞ、DPD、日野、DPR、三菱ふそう、DPF、UD、UDPC

## 適切な使用に関するお願い

DPFや尿素SCRなどの後処理装置は、正しい使用方法をご理解いただき、各社が規定する適切なメンテナンスを行っていただくことが重要です。

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、  
詳細については、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

## DPFについて



### ■DPFの取扱いについて

PM(すす)が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。(この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。)

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。  
◇運行中の手動再生作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

### インジケータランプが点滅したら

**DPFの手動再生が必要です**

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

### インジケータランプが点灯したら

**ただちに整備工場に連絡してください**

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

### ■DPFに関するQ&A

Q.手動再生はどのくらいの頻度で行う必要があるのですか?時間はどのくらいかかるのですか?

A.手動再生の頻度や再生に要する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、整備状態などにより異なります。特に頻度は、同じ車両であっても使用の仕方により変わるものなので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点等ありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただくか、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■DPFにはエンジンオイルの燃えカス(アッシュ 灰分)が堆積しますので、定期的な点検・清掃が必要です。

■エンジンオイルの補充または交換には、必ず「メーカー指定のオイル」を使用してください。

DPF付車のエンジンオイルには、低アッシュ(灰分)「DH2(VDS-4)規格」オイルが指定または推奨されています。「DH2(VDS-4)」以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの堆積が早まり、目詰まりが起きやすくなります。

国土交通省

いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラック株式会社  
公益社団法人 全日本トラック協会

■ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

# DPF(黒煙除去フィルタ)など 後処理装置付き車の正しい使用のお願い

— クリーンな大気環境のためにお願いします —

## はじめに

最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF\*1や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しいご理解をお願いします。

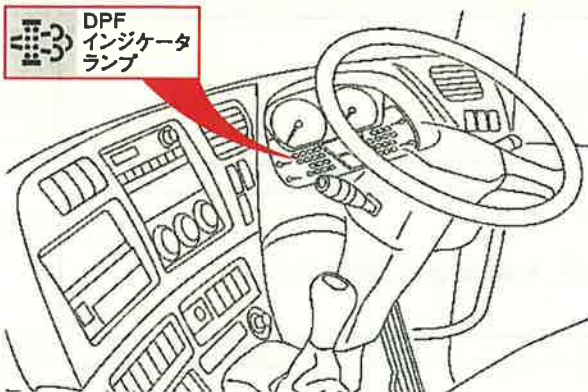
\*1: DPFの各社の呼称: いすゞ:DPD、日野:DPR、三菱ふそう:DPF、UD:UDPC

## 適切な使用に関するお願い

DPFや尿素SCRなどの後処理装置は、正しい使用方法をご理解いただき、各社が規定する適切なメンテナンスを行っていただくことが重要です。

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、  
詳細については、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

## DPFについて



### ■DPFの取扱いについて

PM(すす)が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。(この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。)

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。

◇運行中の手動再生作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

### インジケータランプが点滅したら

**DPFの手動再生が必要です**

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

### インジケータランプが点灯したら

**ただちに整備工場に連絡してください**

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

### ■DPFに関するQ&A

Q.手動再生はどのくらいの頻度で行う必要がありますか?時間はどのくらいかかるのですか?

A.手動再生の頻度や再生に要する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、整備状態などにより異なります。特に頻度は、同じ車両であっても使用の仕方により変わるものですので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点等ありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただくか、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■DPFにはエンジンオイルの燃えカス(アッシュ:灰分)が堆積しますので、**定期的な点検・清掃**が必要です。

■エンジンオイルの補充または交換には、必ず「**メーカー指定のオイル**」を使用してください。

DPF付車のエンジンオイルには、**低アッシュ(灰分)「DH2(VDS-4)規格」**オイルが指定または推奨されています。「DH2(VDS-4)」以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの堆積が早まり、**目詰まりが起きやすくなります。**

国土交通省

いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラック株式会社  
公益社団法人 全日本トラック協会

## 尿素SCR(選択還元触媒)について

尿素SCRには、メーカー指定の尿素水を使用してください。

メーカー指定の尿素水を補給しなかったり、適正でない尿素水を使用した場合には、ウォーニングランプの点灯や尿素添加装置の故障、最悪の場合には車両走行不能に陥ります。

### ■尿素SCR触媒の取扱いについて

●メーカー指定の尿素水は、NOx(窒素酸化物)低減のための触媒添加剤です。尿素水タンクが空の状態では走行できません。排出ガスが悪化するだけでなく、エンジンの再始動が出来なくなります。残量が少なくなったり、残量ウォーニングランプが点灯した場合は早めに補給してください。

●尿素水タンクにメーカー指定の尿素水以外の尿素水等を補給した場合、NOx浄化率の低下やフィルタの詰まり、低温時における凍結によるウォーニングランプの点灯など不具合が発生する可能性があります。メーカー指定の尿素水をご使用ください。

### ■尿素水に関するウォーニングランプ



#### ■残量ウォーニング

尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。



#### ■品質識別ウォーニング

指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。



#### ■添加システムウォーニング

尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

## 低硫黄軽油の使用について

排出ガス後処理装置付き車には、必ず低硫黄軽油を使用してください。

●2007年以降、自動車排出ガス規制の強化に伴い「自動車燃料品質の規制値」も強化され、軽油に含まれる硫黄分が10ppm以下の低硫黄軽油となりました。DPFや尿素SCRなどの排出ガス後処理装置の性能を維持するためには、必ず低硫黄軽油を使用してください。それ以外の燃料を使用すると、排出ガス後処理装置の故障やエンジン停止などの原因になります。

### お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、各社最寄りの販売会社または下記へお問い合わせください。

いすゞ自動車(株) お客様相談センター

☎ 0120-119-113

日野自動車(株) お客様相談窓口

☎ 0120-106-558

三菱ふそうトラック・バス(株) お客様相談センター

☎ 0120-324-230

UDトラックス(株) お客様相談室

☎ 0120-67-2301